

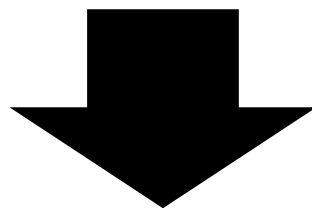
道路の占用許可をお持ちのみなさまへ

占用物件の維持管理について

平素は、本市道路行政に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

道路占用者の皆様におかれましては、以下の点にご留意いただき、引き続き、占用物件を適切に維持管理していただきますようお願いいたします。

- (1) 占用物件を原因とする事故等が発生していることを踏まえて、国において道路法が改正され、道路占用者は占用物件の安全点検と結果の報告が義務化（占用期間更新時または5年に1回）。
→令和8年4月1日施行 改正道路法施行規則
- (2) 占用物件が道路の構造や交通に支障を及ぼしたり、支障を及ぼす可能性が認められる場合には、道路占用者が維持管理義務違反に問われる可能性があります。
→道路管理者が、道路占用者に修復等を命じたり、占用許可を取り消す等の行政処分を行う可能性があります。
- (3) 占用物件に関連するその他の法令（電気事業法、ガス事業法、屋外広告物条例等）が定める維持管理基準を遵守していない場合、道路法としても「適切に維持管理していない」と判断して行政指導等を行う可能性があります。
- (4) 占用物件を適切に維持管理していないと認められる場合、道路占用者に対して、維持管理の状況等について報告を求めるとともに、道路占用者の事務所等へ立入検査を行ったり、書類等の検査を行う可能性があります。



道路占用者の皆様には、引き続き道路法を含めた法令遵守と適切な維持管理をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、摂津市までお問い合わせください。

担当：摂津市役所道路管理課 占用担当
電話：06-6383-1592（直通）
FAX：06-6319-5225

このようなことにご留意ください

「電柱」「電線」「地下管路」。これらと一体となって機能する占用物件。「跨道橋」等。

車両や通行人等への事故を防ぐため、原則として、占用許可の取得から5年後に、占用物件の現状を道路管理者へ書面で報告してください。
(報告については別途、摂津市から依頼します。)

強風等で破壊や落下等する恐れのある「工事用板囲、足場」等。

気象予報等から災害の発生が予想される場合、占用物件が落下や倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じてください。(例：事前の安全確認や事故防止のため安全対策等。)

柱類に設置された「突出看板」等。

看板を支える柱類が腐食によって倒壊し、車両や通行人等を傷つける恐れがあります。そのような事故を防止するため、必要な対策を講じてください。
(例：定期的な安全点検の実施等。)